

<労働災害総合保険> この保険は政府労災保険等の上乗せ保険です。

労災上乗せ補償制度のご案内

生協の経営をサポートし、
経営と雇用関係の
安定化を実現します！

保険期間

2019年4月1日(午後4時)~
2020年4月1日(午後4時)

お申込べ切日

2019年2月15日(金)

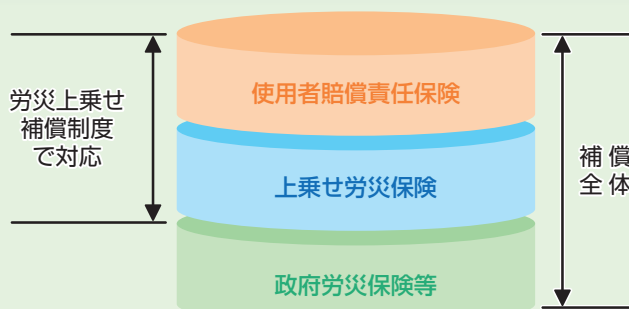
本制度は全国317の会員生協ならびに関連会社の皆様が結集することで、個別に加入する労働災害総合保険と比較して割引が適用され加入し易い内容となっております。
また、2017年度より天災危険補償特約も新たにセットできる内容となっております。
つきましては、会員生協の経営の安定と職員の福利厚生の上昇をはかることを目的として、ご加入をご検討いただきますよう宜しくお願い申し上げます。



日本生協連の労災上乗せ補償制度とは

- 1992年に、生協の皆さまの労働災害リスクに備える保険として発足した制度で、個別にご加入されるより低廉な保険料でご加入できます。
- 本制度は、右の補償イメージのとおり「上乗せ労災保険」と「使用者賠償責任保険」の2つの保険で形成されています。

労災上乗せ
補償制度
で対応



●本制度への加入メリット

- 1 全国会員生協の結集メリットがあるため、個別に保険加入する場合に比べて**低廉な保険料**で補償が得られます。
- 2 保険料は、**全額経費として損金に算入**できます。(2018年12月現在)
- 3 保険料は、**生命保険や傷害保険などから受けとる保険金等に関係なく支払われます**。ただし、同種の保険契約がある場合で、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われたときは、保険金が支払われない場合があります。
- 4 保険金は、直接会員生協に支払われるため、**会員生協から職員に対して「補償金」として支給することが可能**です。なお、被災職員への直接支払も可能です。
- 5 保険金は**すべて一時金で支払われます**。(政府労災保険等の支給は、一時金と年金の場合があります。)
- 6 **注目** 天災危険補償が2017年度よりセットできるようになりました。
- 7 過去の損害率による割引20%
本制度に加入されるすべての加入者共通の割引(※)として、過去の損害率による割引20%が適用されます。
※割引率は保険料および過去の損害率により変動します。このため加入状況および保険金のお支払状況により翌年度の割引率が変更となる場合があります。

●労働災害事故の状況

1 労災事故による死傷者数は毎年10万人を超えています!

平成28年度における、政府労災保険の新規受給者数(注)は**626,526人**。
時間単位に換算すると、**1時間に約72人**もの方が政府労災保険の保険金を
受け取る事故が発生しているのです!

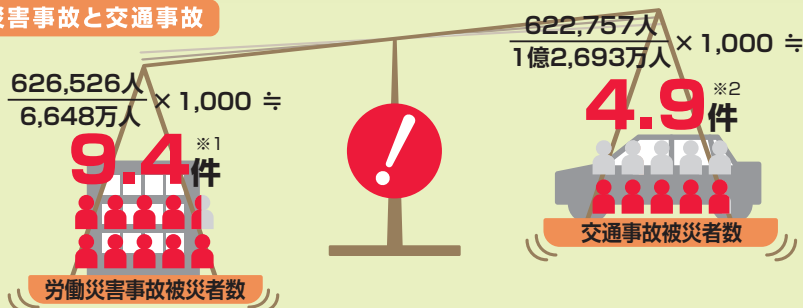
(注)遺族一時金、葬祭料や介護給付等の被災者本人以外の方が受け取る場合を含みます。

出典：厚生労働省「平成28年度労災保険事業の保険給付等支払状況」



2 1,000人あたりの事故発生件数では交通事故を上回ります。

労働災害事故と交通事故



労働災害事故が発生件数の高い事故であることが分かります。

※1…出典：厚生労働省「平成28年度労災保険事業の保険給付等支払状況(政府労災新規受給者数)」、総務省「平成28年労働力調査」
※2…出典：警察庁交通局「平成28年中の交通事故の発生状況」、総務省「平成28年人口推移」

3 労災事故をめぐる高額判決・和解事例が相次いでいます!

判決年	判決金額	業種	事故内容
2008年	1億9,800万円	精密機器製造	人事異動後の集中残業による脳内出血で意識障害。
2008年	1億9,400万円	レストラン	レストラン支配人(管理職)が脳過労障害。
2000年	1億6,800万円	広告業	ラジオ局員が過労自殺。
2002年	1億3,500万円	医大	研修医がストレスによる心臓病で死亡。
2005年	1億2,700万円	県立病院	嘱託医が過労死。



出典：判例、報道機関資料等 当社調べ

●補償の概要

お支払いの対象となる災害

業務上災害

+

通勤災害

●お支払いする保険金の種類(法定外補償条項)

死亡に対する法定外補償保険金

+

休業に対する
法定外補償
保険金

+

災害付帯
費用補償
保険金

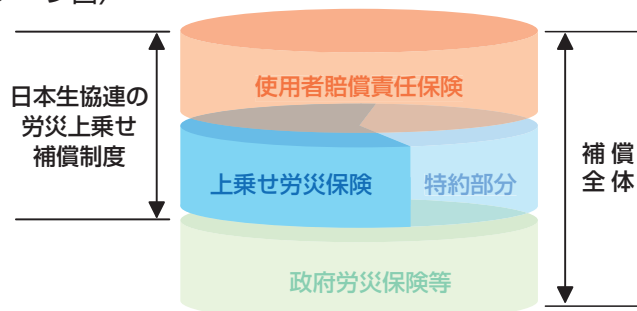
後遺障害に対する法定外補償保険金

※「業務上災害」「通勤災害」の認定、および後遺障害等級、休業日数等の認定については政府労災保険等の決定に従います。(所轄の労働基準監督署長の認定によります。)

※死亡に対する法定外補償保険金と後遺障害に対する法定外補償保険金の重複支払は行われず、いずれか高い金額を限度とするお支払いとなります。

日本生協連の労災上乗せ補償制度のしくみ

〈イメージ図〉



※補償の対象となる生協職員は、政府労災保険等の適用を受ける労働者です。また、正規職員、パートタイマー等の区分により、コースをそれぞれ分けてご加入いただくこともできます。

本制度のしくみ

本制度は、(1)法定外補償条項と(2)使用者賠償責任条項の2種類の補償条項から構成されています。

法定外補償条項

生協職員が業務上または通勤途上の災害によって身体に障害(死亡、後遺障害を含みます。以下同様とします。)を被ったことにより、政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、被保険者が法定外補償規定等に基づき政府労災保険等の上乗せ補償金の支払責任を負うことによって被る損害を補償するための保険です。

使用者賠償責任条項

生協職員が業務上の事由により身体の障害を被ったことにつき、生協が法律上の損害賠償責任を負い、その損害賠償金の額が政府労災保険や生協の災害補償規定による給付等の合計額を超える場合に保険金をお支払いします。

※いずれか一方のみのご加入も可能です。

保険契約者：日本生活協同組合連合会

加入者(被保険者)：日本生活協同組合連合会の会員生協・会員生活協同組合連合会およびその関連会社、日本生活協同組合連合会の関連会社

※保険金は職員に対してではなく、被保険者である会員生協にお支払いします。その全額を、会員生協から直接、被災職員またはその遺族に災害補償金としてお支払いください。なお、被災職員またはその遺族への直接支払も可能です。

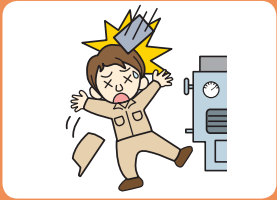
●お支払いする保険金

1 法定外補償条項

保険金をお支払いする主な場合

次のような場合に保険金をお支払いします。

物流施設内で
商品が落ちてきてケガ



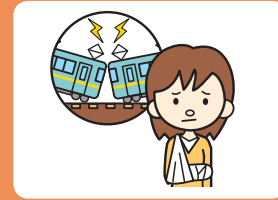
店舗の外階段を
踏みはずしてケガ



機械に手を
挟まれてケガ



通勤中に電車の
事故でケガ



お支払いする保険金

以下の保険金について、ご契約内容に基づき保険金をお支払いします。
詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

死亡に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害によって死亡した場合にお支払いする保険金です。



後遺障害に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害によって後遺障害（政府労災保険の第1級～第14級）を被った場合にお支払いする保険金です。



休業に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害による負傷によって休業し、賃金の支払を受けられない場合にお支払いする保険金です。休業し、賃金の支払を受けられない日の第4日目以降が対象で、1,092日分を限度とします。



災害付帯費用補償保険金（災害付帯費用補償特約をセットした場合のみ保険金をお支払いします。）

死亡に対する法定外補償保険金、後遺障害（政府労災保険の第1級～第7級）に対する法定外補償保険金をお支払いする場合に、被保険者が負担する香典、葬儀費用等の支出を余儀なくされた費用を支払限度額まで実費でお支払いします。



セットできる主な特約

特別加入者補償特約

中小事業主（政府労災保険第一種特別加入者）、一人親方（政府労災保険第二種特別加入者）等の特別加入者の労働災害を拡張して補償します。

海外危険補償特約

政府労災保険第三種特別加入制度へ加入している海外駐在員等の労働災害を拡張して補償します。

上記特約のほか、「職業性疾病補償特約」「退職者加算特約」「天災危険補償特約」「コンサルティング費用補償特約」などをご用意しております。

2 使用者賠償責任条項

保険金をお支払いする主な場合

職員が業務上の事由によって身体の障害を被ったことにつき、生協が法律上の損害賠償責任を負った場合に、被保険者が負担する法律上の損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用を保険金としてお支払いします。(業務上、業務外の認定については、政府労災保険の認定にしがいます。)

お支払いする保険金

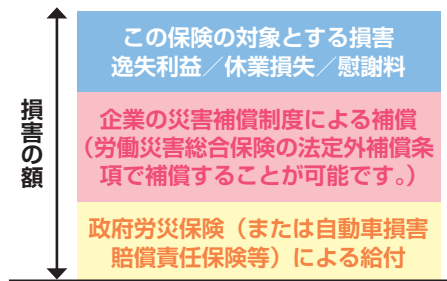
お支払いする保険金は次のとおりです。

業務上の事由により被災した被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金

労災保険法等により保険給付が決定された場合に限り、保険金をお支払いします。

- ①死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等の政府労災保険等および企業の災害補償制度により給付されるべき金額を超過する額が対象となります。給付が年金の場合は一時金に換算します。
- ②慰謝料
法律上の損害賠償責任による慰謝料がお支払いの対象となります。政府労災保険等では慰謝料は給付の対象になっておりません。

※政府労災保険等にかわって自動車損害賠償責任保険等で支払われるべき金額がある場合は、その超過額が対象になります。



賠償問題解決のために要した費用

- ①訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用
 - ②示談交渉に要した弁護士報酬等の費用
 - ③求償権保全または行使に必要な手続を講じるために要した費用
 - ④当社の要求に従い、協力するために要した費用
- } 事前に当社の書面による同意を必要とします。

※被保険者が、被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

お支払いする保険金の限度額(支払限度額)

ご加入にあたってお支払いする保険金の支払限度額を被用者1名および1労働災害についてそれぞれ設定していただきます。

この支払限度額は、1名および1災害に対する限度であって、保険期間中の総支払額に制限はありません。

免責金額(自己負担額)

ご加入時に免責金額(1労働災害についてお支払いする賠償の額から控除する自己負担額)を設定いただくことにより、保険料の割引を行うことができます。免責金額を設定いただけるのは、次の2つの条件に合致する場合に限りますのでご注意ください。

- a. 会員生協が法定外補償規定等^(注)を定めていないこと
- b. 会員生協が法定外補償保険等(他保険を含みます。)に加入していないこと

(注) 法定外補償規定等とは、被保険者である事業主が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定その他一定の災害補償を行う旨の規定等をいいます。

1 法定外補償条項のみに加入する場合

法定外補償条項は、【定額コース】・【定率コース】のいずれかを選択してください。各コースの加入タイプは業務上・通勤災害の補償内容、休業補償付帯の有無、災害付帯費用の補償内容により異なります。

- ① 会員生協が法定外補償規定等を定めている場合
法定外補償規定等に定める補償金額の範囲内で加入コースを選択していただきます。(法定外補償規定等の補償金額と支払限度額は同額にすることをおすすめします。)
- ② 会員生協が法定外補償規定を定めていない場合
任意に加入コースを選択していただきます。

※自由設計によりご加入いただくこともできます。株式会社アイアンドアイサービスまでご照会ください。
なお、自由設計の場合は死亡、後遺障害については4,000万円以内、休業補償については1日につき4,000円以内で設定していただきます。

定額方式

- イ.P7【定額コース表】のように死亡、後遺障害の各補償保険金については支払限度額を、また休業補償保険金については、休業補償保険金日額を定めていただきます。
- ロ.上記イ.の金額を労災保険事故の場合に保険金としてお支払いします。

定率方式

- イ.P8【定率コース表】のように死亡、後遺障害の各補償保険金については給付日分(数)を、また休業補償保険金については給付割合(%)を定めていただきます。
- ロ.1日あたりの平均賃金に上記イ.の日数(または%)を乗じた額を労災保険事故の場合に保険金としてお支払いします。

法定外補償条項のすべての加入コースには、下記の特約がセットされます。

- 通勤災害補償特約
政府労災保険等の対象となっている通勤(出勤・退勤)途上の身体の障害について災害補償金の支払責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。
- 災害付帯費用補償特約あるいは災害付帯費用拡大補償特約(3倍型)
労働災害の発生に付随して、会員生協が負担する費用(香典、社葬費用、通信費等)を支払限度額まで実費でお支払いします。
(注)K-2タイプにはこの特約はセットされておりません。
- 過労自殺補償特約
「過労自殺」が労災認定された場合にお支払いの対象であることを明確にする特約です。
- 保険料確定特約
本パンフレットのP10をご覧ください。

2 使用者賠償責任保険のみに加入する場合

1名および1災害の支払限度額を設定のうえ、ご加入していただきます。なお、法定外補償規定を定めていない場合は1災害についての免責金額(自己負担額)を設定することもできます。株式会社アイアンドアイサービスまでご照会ください。

3 法定外補償条項と使用者賠償責任条項を組み合わせて加入する場合

法定外補償条項のご加入方法は左記1.のとおりですが、この場合の使用者賠償責任条項は、法定外補償条項の上乗せ契約となり、免責金額(自己負担額)を設定することはできません。

4 保険期間およびご加入にあたっての注意事項

2019年4月1日午後4時 から 2020年4月1日午後4時 までの1年間

※現在ご契約の他の契約満期に合わせて本制度の保険期間の中途における加入もできます。中途加入の場合も保険期間の終了日は2020年4月1日となります。

※著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

5 自由設計をご希望される場合など

自由設計をご希望される場合、あるいは下記の事項に該当されるときは、株式会社アイアンドアイサービスまでご照会ください。

- ◆政府労災保険の業種コード94(その他の各種事業)以外の業種に該当する場合
- ◆政府労災保険第三種特別加入制度へ加入している海外駐在員等の労働災害を拡張して補償する必要がある場合
- ◆中小事業主(政府労災保険第一種特別加入者)、一人親方(政府労災保険第二種特別加入者)等の特別加入者の労働災害を拡張して補償する必要がある場合
- ◆退職者加算金を法定外補償保険金に加算してお支払いする特約をご希望される場合
- ◆中途加入される場合
- ◆使用者賠償責任条項に加入される場合
- ◆従業員の身体の障害が業務上または通勤途上の災害により発生し、労災保険法等の請求が労働基準監督署等で受理された場合、労災認定に関わらず、被保険者が負担するコンサルティング費用を補償する特約をご希望される場合

など

6 加入依頼書兼告知書^(注)のご確認

ご加入の際には加入依頼書兼告知書^(注)の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。事実を記載されなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(注)引受保険会社にこの保険契約のご加入申込みをするために提出する書類をいい、ご加入に必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

●ご加入タイプ表

- 各タイプの保険料は、政府労災保険の業種コード94(その他の各種事業)の条件で算出しています。
- 適用保険料は、被保険者ごとまたは明細ごと、かつ「死亡・後遺障害」「休業」および特約ごとに計算するため、下記計算結果と異なる場合があります。また、割引率は加入状況等により変動する場合があります。このため実際の適用保険料は別途取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

定額コース

法定外補償規定等に基づき、その補償金額の全部または一部をカバーするよう支払限度額を設定します。1被用者につき、支払限度額を「被用者1名につき〇〇円」と金額で設定します。

加入タイプ	A-1		A-2		B-1		C-1	
1名あたり年間保険料	300円		320円		220円		600円	
職業性疾病補償特約追加保険料 ^注	—		—		—		10円	
天災危険補償特約追加保険料	86円		90円		83円		168円	
使用者賠償追加保険料 ^{※3}	158円		158円		167円		145円	
1名につき	業務上・通勤災害	災害付帯費用 ^{※1}	業務上・通勤災害	災害付帯費用 ^{※2}	業務上・通勤災害	災害付帯費用 ^{※1}	業務上・通勤災害	災害付帯費用 ^{※1}
死亡	500万円	40万円	500万円	120万円	500万円	40万円	1,000万円	40万円
後遺障害	1級	10万円	500万円	30万円	500万円	10万円	1,000万円	10万円
	2級		500万円		500万円		1,000万円	
	3級		500万円		500万円		1,000万円	
	4級	5万円	15万円	400万円	5万円	800万円	5万円	800万円
	5級			350万円		350万円		700万円
	6級			300万円		300万円		600万円
	7級			250万円		250万円		500万円
	8級			200万円		200万円		400万円
	9級			150万円		150万円		300万円
	10級			100万円		100万円		200万円
	11級	50万円	50万円	100万円				
	12級	25万円	25万円	50万円				
	13級	15万円	15万円	30万円				
	14級	10万円	10万円	20万円				
休業補償	1日につき 1,000円		1日につき 1,000円		1日につき 2,000円		1日につき 2,000円	

加入タイプ	C-2		S-1		S-2		
1名あたり年間保険料	610円		1,010円		1,020円		
職業性疾病補償特約追加保険料 ^注	10円		20円		20円		
天災危険補償特約追加保険料	173円		289円		307円		
使用者賠償追加保険料 ^{※3}	145円		135円		135円		
1名につき	業務上・通勤災害	災害付帯費用 ^{※2}	業務上・通勤災害	災害付帯費用 ^{※1}	業務上・通勤災害	災害付帯費用 ^{※2}	
死亡	1,000万円	120万円	2,000万円	40万円	2,000万円	120万円	
後遺障害	1級	30万円	2,000万円	10万円	2,000万円	30万円	
	2級		1,000万円		2,000万円		2,000万円
	3級		1,000万円		2,000万円		2,000万円
	4級	15万円	5万円	1,600万円	15万円	1,600万円	
	5級			1,400万円		1,400万円	
	6級			1,200万円		1,200万円	
	7級			1,000万円		1,000万円	
	8級			800万円		800万円	
	9級			600万円		600万円	
	10級			400万円		400万円	
	11級	200万円	200万円				
	12級	100万円	100万円				
	13級	60万円	60万円				
	14級	40万円	40万円				
休業補償	1日につき 2,000円		1日につき 2,000円		1日につき 2,000円		

※1 災害付帯費用補償特約がセットされます。 ※2 災害付帯費用拡大補償特約(3倍型)がセットされます。
 注. 一と記載されている部分は、端数処理の結果、1名あたり保険料が0円となっておりますが、お引受けの人数によっては、追加保険料が発生いたします。
 ※3 1名、1事故あたり支払限度額1億円、被用者数100名、事業種類コード94として試算しております。

定率コース

法定外補償規定等に基づき、その補償金額の全部または一部をカバーするよう支払限度額を設定します。1被用者につき、1日あたりの平均賃金の倍数で設定します。

※平均賃金は、原則として事故発生日の直前3か月間のその被用者に支払われた賃金の総額の平均日額をいいます。(3か月を超える期間ごとに支払われる賞与等を除きます。)

加入タイプ		E-1		E-2		G-1		G-2	
賃金100万円あたり年間保険料		100円		130円		190円		210円	
職業性疾病補償特約追加保険料 ^注		10円		10円		—		—	
天災危険補償特約追加保険料		31円		38円		52円		59円	
使用者賠償追加保険料 ^{※3}		125円		125円		116円		116円	
1名につき		業務上・通勤災害		業務上・通勤災害		業務上・通勤災害		業務上・通勤災害	
死亡		1,000日分		1,000日分		2,000日分		2,000日分	
		80日分 (40万円限度)		240日分 (120万円限度)		80日分 (40万円限度)		240日分 (120万円限度)	
後遺障害	1級	1,000日分		1,000日分		2,000日分		2,000日分	
	2級	1,000日分		1,000日分		2,000日分		2,000日分	
	3級	1,000日分		1,000日分		2,000日分		2,000日分	
	4級	800日分		800日分		1,600日分		1,600日分	
	5級	700日分		700日分		1,400日分		1,400日分	
	6級	600日分		600日分		1,200日分		1,200日分	
	7級	500日分		500日分		1,000日分		1,000日分	
	8級	400日分		400日分		800日分		800日分	
	9級	300日分		300日分		600日分		600日分	
	10級	200日分		200日分		400日分		400日分	
	11級	100日分		100日分		200日分		200日分	
	12級	50日分		50日分		100日分		100日分	
	13級	30日分		30日分		60日分		60日分	
	14級	20日分		20日分		40日分		40日分	
休業補償		20%		20%		20%		20%	

加入タイプ		H-1			K-1			K-2		
賃金100万円あたり年間保険料		160円			140円			160円		
職業性疾病補償特約追加保険料 ^注		—			—			10円		
天災危険補償特約追加保険料		44円			43円			51円		
使用者賠償追加保険料 ^{※3}		127円			127円			118円		
1名につき		業務上・通勤災害			業務上・通勤災害			業務上・通勤災害		
死亡		2,000日分			2,000日分			2,000日分		
		80日分 (40万円限度)			1,000日分			80日分 (40万円限度)		
後遺障害	1級	2,000日分			2,000日分			2,000日分		
	2級	2,000日分			2,000日分			2,000日分		
	3級	2,000日分			2,000日分			2,000日分		
	4級	1,600日分			1,600日分			1,600日分		
	5級	1,400日分			1,400日分			1,400日分		
	6級	1,200日分			1,200日分			1,200日分		
	7級	1,000日分			1,000日分			800日分		
	8級	800日分			800日分			400日分		
	9級	600日分			600日分			320日分		
	10級	400日分			400日分			240日分		
	11級	200日分			200日分			160日分		
	12級	100日分			100日分			120日分		
	13級	60日分			60日分			80日分		
	14級	40日分			40日分			40日分		
休業補償		20%			20%			20%		

※1 災害付帯費用補償特約がセットされます。

※2 災害付帯費用拡大補償特約(3倍型)がセットされます。

注。一と記載されている部分は、端数処理の結果、賃金100万円あたり保険料が0円となっておりますが、お引受けの賃金総額によっては、追加保険料が発生いたします。

※3 1名、1事故あたり支払限度額1億円、賃金総額400,000千円、事業種類コード94として試算しております。

●保険金をお支払いしない主な場合

■保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。

法定外補償条項および使用者賠償責任条項共通	<p>(1) 次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害^(注1)については、保険金を支払いません。</p> <p>① 保険契約者もしくは被保険者^(注2)またはこれらの事業場の責任者の故意</p> <p>② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3)</p> <p>④ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。</p> <p>① 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害</p> <p>② 風土病による身体の障害</p> <p>③ 職業性疾病^(注6)による身体の障害</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>(注1) 身体の障害 これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。</p> <p>(注2) 保険契約者もしくは被保険者 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p> <p>(注3) 暴動 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。</p> <p>(注4) 核燃料物質 使用済燃料を含みます。</p> <p>(注5) 核燃料物質によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。</p> <p>(注6) 職業性疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。 (例) 粉塵による「じん肺」・著しい騒音による「耳の疾患」・タイピスト等の「手指のけいれん」・鉛、水銀、マンガン等による「中毒」・アスベストによる「中皮腫」</p>
法定外補償条項	<p>(1) 次のいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。</p> <p>① 被用者の故意、または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害</p> <p>② 被用者が次のいずれかに該当する間に、その被用者本人が被った身体の障害</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格^(注1)を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 酒気を帯びた状態^(注2)で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>③ 被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>(2) 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対して被保険者が災害補償金の支払責任を負担することによって被る損害については、保険金を支払いません。</p> <p>(注1) 法令に定められた運転資格 運転する地における法令によるものをいいます。</p> <p>(注2) 酒気を帯びた状態 道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態をいいます。</p>
使用者賠償責任条項	<p>(1) 次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金を支払いません。</p> <p>① 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用</p> <p>② 被保険者が個人の場合には、その被保険者と住居および生計をともしする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用</p> <p>(2) 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金を支払いません。</p> <p>(3) 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収することにより、被保険者が負担する金額については保険金を支払いません。</p> <p style="text-align: right;">等</p>

* 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義については、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されていますので、必ずご確認ください。

●もしも事故が発生したら（事故が起こった場合の手続）

●災害が発生した場合には、災害の拡大を防止または軽減する処置を行ったうえですみやかに発生の日時・場所・被災職員
の住所・氏名・被災の状況等を「労災保険事故通知書」で(株)アイアンドアイサービス宛にご連絡ください。

株式会社 アイアンドアイサービス	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13 コープ共済プラザ	TEL.03-6836-1330 FAX.03-6836-1333
------------------	--	--------------------------------------

●保険金のご請求時にご提出いただく書類を引受保険会社よりご案内させていただきます。

● 保険金の請求方法

■ 労災保険法等の支給決定通知後、「保険金請求書」(引受保険会社所定)に引受保険会社が求める書類を添えて、引受保険会社にご提出いただきます。

書類の例

- 労災保険法等の「支給請求書」(写)および「支給決定通知書」(写)
- 災害の発生状況を確認できる書類
- その他特に引受保険会社より依頼される必要書類 等

(注)引受保険会社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終えて保険金をお支払いします(*)。

(*) 詳細は後記「重要事項のご説明」P.5(8)災害が発生した場合の手続きをご確認ください。

● 「ご加入の手続き」と「保険料確定特約」について

1 保険期間

2019年4月1日午後4時から1年間

※なお、現在ご契約の他の契約満期に合わせて中途でのご加入もできます。

2 加入依頼書兼告知書の送付メ切日

2019年2月15日(金) (株式会社アイアンドアイサービス必着)

3 保険料の払込方法

2019年3月20日(水)までに、別途ご案内する所定の方法にてお支払いください。

4 加入方法

「労働災害総合保険加入依頼書兼告知書」に必要事項をご記入のうえ、株式会社アイアンドアイサービスにご送付ください。

- 「労働災害総合保険加入依頼書兼告知書」は政府労災保険等ご加入の事業所単位でご提出ください。
- 添付していただく書類については下記の通りです。

定額コースご加入の場合

政府労災保険等における直近の「労働保険確定保険料申告書」(前年度)「平均被用者数」は、上記書類に記載の「常時使用労働者数」となります。

定率コースご加入の場合

政府労災保険等における直近の「労働保険確定保険料申告書」(前年度)「賃金総額」は、上記書類に記載の「確定保険料算定内訳(労災保険分)の保険料算定基礎額」となります。

- ご加入できる方の条件：

団体労働災害総合保険にご加入いただくには、加入資格者は、日本生活協同組合連合会の会員生協・会員生活協同組合連合会およびその関連会社、日本生活協同組合連合会の関連会社であることが条件です。

5 「保険料確定特約」に関する説明事項

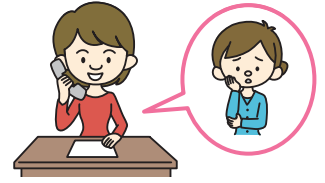
労働災害総合保険は、保険契約締結時に暫定保険料をいただき、保険期間終了後に確定精算を行うこととなっておりますが、保険料確定特約をセットすることで、ご契約時の直近の政府労災保険等の申告における実績数値を保険料算出の基礎とし、算出保険料を「確定保険料」として取扱いますので、原則として保険料の精算が不要となります。

なお、「保険料確定特約」をセットした保険契約を締結するにあたり、次の事項を承認いただきます。

1. 申告した内容が事実と相違する場合には、ご契約を解除し、保険金のお支払いができないことがあります。
2. この保険契約の保険期間中および保険契約終了後1年間については、保険会社より資料の閲覧を求められた場合に、これに応じなければならないこと。
3. 保険料の確定精算を行っていただければ差額の返戻を受けたと考えられる場合であっても、当該差額の受取りができないこと。

三井住友海上・ココロとカラダの安心メニュー

「ココロとカラダの安心メニュー」は、日本生協連の労災上乗せ補償制度にご加入いただいている生協の従業員と人事労務担当者向けのサービスです。従業員向けには、メンタルヘルス相談サービスやその他日常の相談サービスを提供します。また、人事労務部門のご担当者向けにはコンサルタントによるサポートサービス等を提供します。従業員のメンタルヘルス対策や人事マネジメントに役立つツールとしてご活用ください。



<従業員向け> 健康・生活サポートサービス

● 健康・医療相談

「メタボリックが心配」「セカンドオピニオンについて相談したい」といった場合にお電話ください。専門スタッフがアドバイスします。

● 介護相談

「介護はどうしたらいいの…」といった場合にお電話ください。専門スタッフがアドバイスします。

● マタニティ・育児相談

「初めての出産で不安…」「育児が大変で…」といった場合にお電話ください。専門スタッフがアドバイスします。

● 健康チェックサポートサービス

人間ドック紹介、郵便検診、検診結果のご相談に専門スタッフがアドバイスします。

● 医療機関紹介

「夜間子供が発熱したので、近隣で対応できる病院を教えてください」「女性なので、女性医師に相談したい」といった場合にお電話ください。専門スタッフがアドバイスします。

● 法律相談

「身近なトラブルを相談したい」といった場合にお電話ください。弁護士が相談を承ります。

● 犯罪トラブル・悪質行為の相談

近年増加しているストーカー問題や悪徳商法、インターネット詐欺等、犯罪トラブルや犯罪まがいの悪質な行為についてのご相談を承ります。

<従業員向け> メンタルヘルス相談サービス

- 人間関係についての悩み相談
- 不安な気持ちについての相談
- トラウマやこころの傷についての相談
- 色々な悩みについての相談

「震災以降不安がつのり眠れなくなった…」「会社に行こうとすると不安で…」「学校でいじめにあっている…」「将来が見えない…」など育児・仕事・人間関係などさまざまなお悩みのご相談に資格を持った専門スタッフがアドバイスします。

● メンタルITサポート(HPにアクセス)

ホームページにアクセスし、ストレスチェックを行うことができます。

人事労務部門向けサービス

● マネジメントサポート

EAPコンサルタントが人事労務部門担当者からの人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

● リハビリテーションサポート

EAPコンサルタントが職場復帰のためのリハビリ全般に関する相談にお答えします。

● 産業医サポート

産業医の非専門分野のご相談について、EAPコンサルタントが、産業医資格を持った医師に相談のうえ、お答えします。

● 職場復帰サポート

EAPコンサルタントが職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

*EAPコンサルタント…臨床心理士、保健師、管理栄養士等の資格を持ち、企業のメンタルヘルス体制構築・対応のコンサルティング経験を有する専門職です。

*このサービスは、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

*「ココロとカラダの安心メニュー」のご利用をご希望される場合は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

■このパンフレットは「日本生協連労災上乗せ補償制度(労働災害総合保険)」の概要を説明したものです。詳しくは普通保険約款、特約をご覧ください。なお、ご不明な点は株式会社アイアンドアイサービスまたは引受保険会社までご照会ください。ご加入にあたっては、「重要事項のご説明」をお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

■この保険は、日本生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約です。

■この保険契約は下記引受保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。(なお、共同保険の各引受保険会社の引受割合は決定しだいで案内します。)

■取扱代理店

株式会社 アイアンドアイサービス

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13 コープ共済プラザ

TEL.03-6836-1330 FAX.03-6836-1333

■引受保険会社

<幹事保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部 営業第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL.03-3259-6693 FAX.03-3259-7218

<非幹事保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

東京海上日動火災保険株式会社

共栄火災海上保険株式会社